

## 令和2年度 第2回正副管理者会議議事要旨

### 【1】開会

### 【2】管理者あいさつ

< 管理者 > 令和2年10月26日に招集予定の議会定例会に上程を予定している補正予算、決算認定、条例案件についてご審議をいただきたい。また、可燃物処理施設の建設工事進捗状況、消防庁舎整備事業の進捗状況等についても事務局より報告をさせていただきます。

### 【3】議事

#### [1] 議会定例会（令和2年10月26日招集予定）提出議案

##### 1 令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第1号）

###### ≪議案第11号≫（案）

< 事務局 > 総額で2,761千円の減額補正を計上したいと考えている。歳入の主な内容は、可燃物処理施設建設事業に伴う国庫交付金268,949千円の増、そのことに伴う市町負担金の減である。当初予算編成段階の1月時点で国の内示額は、本組合要望額の約2,500,000千円に対して、2,270,000千円であったが、最終的に本組合要望額2,538,949千円の満額の内示がなされたことにより補正を行うものである。歳出の主な内容は、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の減額である。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

##### 2 令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定について

###### ≪議案第12号≫（案）

< 事務局 > 決算規模は、一般会計歳入が6,336,940千円、前年度に比べ1,101,466千円の増、歳出が6,266,838千円、前年度に比べ1,092,904千円の増となっている。増額の主な要因は、可燃物処理施設の建設工事着手に伴う建設費によるものである。特別会計は、歳入が3,287千円、歳出が3,244千円、前年度に比べ400千円程度の増となっている。増額の主な要因は、一般社団法人麒麟のまち観光局が行う観光PR事業に係る経費の増によるものである。

< 副管理者 > 消防緊急通信指令システムのセキュリティについてであるが、サーバーはどこに設置をしているのか、システム管理は24時間対応ができるものとなっているのか。

< 事務局 > サーバーは消防局内に設置している。システム管理は、設置業者が常にリモートで対応することが可能となっている。なお、119番を受けて指令を流す指令系のシステムはインターネットには接続していない。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

### 3 鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について《議案第13号》(案)

< 事務局 > 施設の利用料金、不燃物処理手数料については3年ごとに見直しの検討を行っている。見直しの検討にあたっては、廃棄物等審議会で審議していただき、審議会より答申をいただいたので条例を一部改正するものである。

不燃物処理手数料は、令和3年4月1日より現行の10キログラム当たり370円から390円に改定するものである。令和3年度以降の3年間の収支見込み、不燃物搬入量の見込み等から金額を算出したものであり、消費税の増税により支出が増となることなどに起因し、増額となるものである。

現在建設中である可燃物処理施設の処理手数料は、10キログラム当たり120円に定めるものである。この金額は、令和5年度末までの暫定的なものであり、現在、鳥取市が管理運営する可燃物処理施設と同額としたものである。建設中の施設の維持管理費、売電収入見込み、ごみ処理量見込み等から処理手数料の試算は行っているが、まだ施設の管理運営を行っていない状況であり、試算に用いた金額に不確定要素もあることから、暫定的に鳥取市の手数料を用いるものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

### 4 鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正について《議案第14号》(案)

< 事務局 > 本件についても、審議会から答申をいただいたので条例を一部改正するものである。

員外(組織市町以外)の利用料金の若干の引き下げを行い、人体の一部等と畜類については、税法上、消費税の課税対象であるため、消費税増税の相応分を引き上げるものである。利用料金の算出は、令和3年度以降の3年間の収支見込み、件数の見込み等から行っている。

< 副管理者 > 員外の利用料金のみが下がるのはなぜか。計算上、算出されたからといって妥当な設定とは言えないのではないか。

< 事務局 > 3年前の料金改定の際も員外のみを下げており、これまでの金額の算出のルールを遵守したものである。審議会でも同様の議論が行われたが、審議会で審議された結果、これまでと同様の考え方を適用することとなった。

## [2] その他

### 1 可燃物処理施設の建設工事進捗状況について

< 事務局 > 昨年8月2日に起工式を行い、その後、基礎杭の打ち込みから始まり、ごみピット部分の掘削、建物全体の基礎工事と進み、現在は地上部分の付帯工事にかかろうとしているところである。工事は順調に進んでおり、11月以降は一部、プラント機器の搬入、据え付けを行い、徐々に全容がわかるようになってくると思う。詳細な状況について、説明させていただく。ごみピットの工事は、現在、深さが約20m、側壁の厚さが約2mとなっている。プラットホームの工事は、基礎部分の高さが杭の頭から約2.5mにある。排ガス処理エリアの鉄筋工事は、全体が5階相当のうち、2階の床が見えているところである。焼却炉エリアは、基礎工事を行っているところであり、この基礎の上にストーカが乗ることとなる。令和4年8月の本稼働に向けて、しっかりと事業を進めていきたい。

### 2 可燃物処理施設の名称について

< 事務局 > 鳥取県東部圏域住民に親しまれ、身近に感じられるような施設となるようホームページや広報誌等により広く名称を公募し、全国各地から617作品の応募があった。

地元集落関係者や組織市町の職員等で構成する「新可燃物処理施設名称選考委員会」で厳正に選考した結果、「リンピア河原」という作品が最優秀賞となった。名称の意味や理由であるが、「リンピア」はスペイン語で「クリーン」という意味で、次世代のクリーンを実現する施設が河原にできあがることを記念に銘打ちされたようである。その他、3作品が優秀賞として選考された。

施設名称について、最優秀作品は「リンピア河原」であるが、新可燃物処理施設は鳥取県東部1市4町で建設する施設であることから、「河原」という地域に限定せず、東部地域を意味する「いなば」がより圏域住民に親しまれる名称となるのではないかと選考委員会から提案をいただいた。この提案を尊重し、「リンピア河原」に枕詞を付けた上で「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば」に補作し、施設の正式名称としたいと考えている。

### 3 可燃物処理施設の法面の地すべりについて

< 事務局 > 本現場は、敷地造成工事中であった平成30年の西日本豪雨の際に法面の一部が崩落し、当時の施工業者と協議し、手直しした箇所と同一の箇所である。本年4月頃、法面に縦向きの亀裂模様が入り、暫く様子を見ていたが、その後、徐々に大きくなっていき、4月下旬現在、軽い地すべりとなったものである。10月1日現在、新たなすべり等は確認されず、ほぼ落ち着いた状態となっており、

対策を行い復旧したいと考えている。

<副管理者>地すべりの想定は、当初から行っていなかったのか。

<事務局>当初は行っていない。

<副管理者>この箇所だけでなく、広い範囲であらためて確認を行っていただきたい。

<副管理者>手直ししたときの工法が妥当であったのか検証すべきである。

<事務局>原因特定等は現在、検討しているところである。

<副管理者>再度、同じことが起きないように対応していただきたい。

#### 4 消防庁舎整備事業の進捗状況について

<事務局>八頭消防署整備事業の進捗状況についてである。今年の3月17日から新しい庁舎の運用を開始しており、旧庁舎の解体、外構工事を行っているところである。旧庁舎の解体工事は建物がなくなったところであり、工期である12月18日までに外構工事を含め、全て完了する予定である。また、事後調査である地盤変動影響調査を実施し、今年度で八頭消防署整備事業は完了予定である。

八頭消防署智頭出張所整備事業の進捗状況についてである。事業期間は令和元年度から令和3年度までであり、事業を進めているところである。基本設計が昨年度で、実施設計が本年6月末で完了しており、現在は工事設計書の精査を行っているところである。今後の予定として、智頭町と合同で地元への住民説明会を行い、工事入札を実施し、工事請負契約について議会の承認を得たいと考えている。

八頭消防署用瀬出張所整備事業の進捗状況についてである。事業期間は本年度から令和4年度までである。今年度の状況は、基本設計が10月16日までで、詳細について実施設計を行っていくところである。地質調査業務は実施中であり、事前の地盤変動影響調査は令和3年3月10日までに実施することを予定している。

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

【5】閉 会